群馬県後期高齢者医療広域連合告示第１２号

公　示　送　達

下記の書類は、送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第２０条の２第１項の規定により公示送達します。下記の書類については、法第２０条の２第２項の規定により群馬県後期高齢者医療広域連合長（管理課）が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付しますので、受領してください。

なお、法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、下記の書類の送達があったものとみなします。

令和８年１１月１０日

群馬県後期高齢者医療広域連合長　髙　　泰雄

記

No.	名　称	氏　　名
1	令和８年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書	原野　マサオ